

(別記)

(公表様式1)

## 熊本県福祉サービス第三者評価結果公表基準

## 【放課後児童クラブ版】

## ◎ 評価機関

名 称	一般社団法人熊本県社会福祉士会 福祉サービス第三者評価事業
所 在 地	熊本市東区健軍本町1-22 東部ハイツ105
評価実施期間	令和4年11月8日～令和5年3月31日
評価調査者番号	① 09 - 013
	② 09 - 015
	③ 14 - 006

## 1 福祉サービス事業者情報

## (1) 事業者概要

事業所名称： (施設名) 菊陽中部小学校すくすくクラブ	種別：放課後児童健全育成事業
代表者氏名：理事長 宇野 功一 (管理者) 主任指導員 郷 清子	開設年月日：平成30年4月1日
設置主体：NPO法人子育てサポート学童クラブきくよう 経営主体：NPO法人子育てサポート学童クラブきくよう	定員：60名 (利用人数) 34名
所在地：〒869 - 1101 熊本県菊池郡菊陽町津久礼411 菊陽中部小学校内	
連絡先電話番号：096 - 232 - 4211	F A X 番号：096 - 232 - 4211
ホームページアドレス	<a href="https://gakudou-kikuyou.jp">https://gakudou-kikuyou.jp</a>

## (2) 基本情報

サービス内容 (事業内容)	施設の主な行事					
学童保育、子育て家庭の就労支援	誕生会、七夕、夏祭り、ハロウィン、クリスマス会、バレンタイン、お花見、お別れ会					
居室概要	居室以外の施設設備の概要					
保育室、遊戯室	事務室、休憩室、トイレ、校庭					
職員の配置						
	職 種	常 勤	非常勤	資 格	常 勤	非常勤
	学童指導員	3	2	放課後児童支援員	3	
	合 計	3	2	合 計	3	

※ 資格の種別は、保健・福祉・医療に関するものを記入してあります。

※ 複数の資格を持ち重複計上している場合があるため、職種と資格の数は必ずしも一致しません。

## 2 理念・基本方針

### 【理念】

- (1) 児童福祉法に基づき、放課後に保護者が家庭にいない子どもに対して適切な生活と遊びの場を提供し、子どもの生活状況や発達段階を踏まえながら、その健全育成に努める。
- (2) 児童の権利に関する条約の理念に基づき、子どもの最善の利益を考慮した育成支援に努める。
- (3) 学校や地域、保護者と連携して育成支援を行うとともに、その家庭の子育てを支援する。

### 【基本方針】

- (1) 保育環境を整え、家庭と同じような雰囲気の中で、子どもたちが伸び伸びと楽しく活動できるように努める。
- (2) 子どもの発達段階やその特徴を十分に理解し、一人ひとりの子どもに寄り添い、子どもが安心して過ごせるようにする。
- (3) 異なる年齢の子どもとの交流の中で、自由な遊びや様々な体験を通して、子どもの自主性、社会性、創造性の育成を目指す。

## 3 施設・事業所の特徴的な取組

伸び伸びとした雰囲気の中で、子どもたちが放課後の時間をストレスなく過ごすことができています。利用者アンケート結果では、安心して子どもを預けることができているといった肯定的な保護者の意見が多く見られました。

法人が、菊陽町内すべての小学校の放課後児童クラブ運営を菊陽町から受託しています。法人事務局への専任事務員の配置によって、全学童クラブの運営や財務・労務を一括管理することができることは安定した事業所運営に繋がっています。一括管理によって指導員の質の担保や勤務条件の統一化が図られるとともに、クラブ運営の効率化にも効果が得られています。

## 4 第三者評価の受審状況

評価実施期間	令和4年11月8日（契約日）～ 令和5年3月27日（評価結果確定日）
受審回数	0回

## 5 評価結果総評

### ◆特に評価の高い点

○客観的な職員評価が行われています。

職員による自己申告書作成後、職員評価が実施されています。就労についての要望等を自己申告書に反映することができ、また、希望者は個人面接を後日受けることができるため、職員が不満を抱いたまま勤務するような事態が回避されています。自己評価表並びに上司が評価にあたる職員評価表のシートの併用によって、より客観的な評価が可能となっています。

○ホームページによる情報提供によって、事務処理の効率化が図られています。

利用の申し込み変更時、中止時などに関して必要となる書類がPDF形式でホームページ上に用意されており、ダウンロードも自由にできます。利用者にとって利便性に優れており、事務手続きに煩わしさがありません。

○子どもが主体的に行動しています。

子どもが放課後児童クラブのルールを理解し生活習慣が確立している様子や、学校の宿題や遊びを自分で選択するといった子どもの主体性の確立が評価されます。学校から帰ってきた子どもは検温、手洗い、食事、清掃、後片付けなどを自ら進んで取組み、それぞれの活動が習慣となっているようです。また、おやつに関して食べるか食べないかを子ども自身で選んだり、遊びの内容を決めたりしている姿が認められました。

○子どもが放課後児童クラブで過ごすために、職員による支援の工夫がなされています。

放課後児童クラブでの生活において、利用する子どもに対してはホワイトボードにおおまかな日程が常時掲示したり、遊びを自分で選ぶことができるように遊具や図書を揃えたりして、子どもの主体性を考慮した支援が行われていることが評価できます。

### ◆改善を求められる点

○実習受け入れやプライバシー保護などの各種マニュアルの整備が求められます。

実習受け入れマニュアルやボランティア受け入れマニュアル、プライバシー保護に関するマニュアル（規程）が整備されていないため、これらに関する事業所の基本姿勢が不明となっている上に、事業所としての標準的な取組方法も確立されていません。マニュアル不在によって、職員の主観に基づく実践の可能性もありますので、早期の整備が求められます。

○セキュリティ体制の整備が望まれます。

防犯カメラが設置されておらず、不審者対応についてのリスクが指摘されます。利用者アンケート結果でも、この点を危惧する意見が見られました。施設単独で予算計上することは難しいという側面があるかもしれませんが、万が一の事態に備えたセキュリティ体制の早急な整備が望まれます。

○日常からの支援の質を見直し共有する体制の整備が求められます。

子どもへの関わりや保護者や関係機関との連絡協力体制、保健衛生や安全管理等について明示した規程やマニュアルの整備が不十分な状況でした。現在利用がない障がいを持つ子どもや支援が必要な子どもや家庭についても、事前に想定し対応を決めておくことが実際の支援が必要となったときに円滑に支援するための拠り所となるため、早期の整備が求められます。

○組織として危機管理に必要な取組が求められます。

防災、防火、防犯といったあらゆる危機に対して未然防止と発生への対応が組織として行われることが重要であり、そのための対応手順や方法について取り決めが明確になされていませんでした。有事に際して備えることが必要なため、各種マニュアルや手順書の整備、有事を想定した訓練等の実施と見直しから課題の抽出、改善といった一連の取組が求められます。

## 6 第三者評価結果に対する事業者のコメント（400字以内）

平成 27 年 4 月から町内全小学校の放課後児童クラブの運営を開始して以来、当法人はこれまで監事による経理監査、保護者の意見や要望、理事会での審議を通して事業運営に関する課題把握と改善に努めてきたところである。

今般熊本県の評価基準に基づいた第三者評価を受審し、専門的かつ客観的な視点から高い評価を受けた面には自信を深めたが、改善事項が数多くあり「痛いところを見事に突かれた」と実感した。各種マニュアルの作成、セキュリティの整備、各種中・長期計画の策定など、かねてから認識はしていたが課題を先延ばした結果としての評価はご指摘のとおりである。

今回の評価を踏まえ今後、「放課後児童クラブ運営指針」、放課後児童健全育成事業に関する法令に照らし合わせ運営全般の総点検と課題解決のための対策を講じ、保育サービスの質の向上を図ってこれまで以上に保護者・児童が利用しやすい放課後児童クラブの運営法人として歩んでいきたい。

## 7 第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

(参考) 利用者調査の手法等

調査の手法	対象者	対象数(人)	基準数に満たない場合の理由
アンケート調査	利用者本人		
	家族・保護者	18	
	職員	5	
聞き取り調査	利用者本人		
	家族・保護者		
観察調査	利用者本人		

## 第三者評価結果

※すべての評価細目について、判断基準(a・b・cの3段階)に基づいた評価結果を表示する。

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する。

### <共通評価基準>

#### I 福祉サービスの基本方針と組織

##### I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
①	I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a・ <b>①</b> ・c
<コメント> 理念及び基本方針は施設の入所案内の冒頭に明文化され、周知に努められています。職員自己評価結果によると、周知不足及びこれらの理解が不十分な職員が見受けられますので、職員会議などの場を利用した周知徹底が望まれます。その他、理念及び基本方針を学童保育室内や入口に掲示したり、ホームページで広く公開したりして、保護者に積極極的に周知されることが望まれます。		

##### I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
②	I-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a・ <b>②</b> ・c
<コメント> 保護者代表や小学校長代表、PTA代表、菊陽町担当課長、放課後児童支援員代表などの様々な分野の有識者が当法人の理事に就き、法人理事会において利用状況及び経営状況の報告並びに事業計画及び予算の審議が行われ、各理事が運営に参画しています。今後は、福祉人材の確保という課題を抱えている現状に鑑み、財務及び労務全般についての状況分析が進められた上で諸課題が明文化され、情報共有が図られることを望みます。		
③	I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	a・ <b>③</b> ・c
<コメント> 上述の通り、法人理事会で経営状況等の報告や予算等の審議が行われ、それらの内容は理事会議事録として記録・保存されています。さらに、町外の放課後児童クラブとのオンラインでの情報交換会が2ヶ月に1回程度開催され、経営上のヒントなどが話し合われています。職員の賃金水準及び地位の向上並びに福祉人材の確保といった経営課題が明確化され、対応に取組まれています。十分な成果を収めるまでには至っていません。学童保育サービスの質の向上や事業継続のためにも非常に重要な課題ですので、具体策を明らかにした上で優先順位をつけて、課題解消に向けた実効性のある取組が期待されます。		

##### I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
④	I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	a・ <b>④</b> ・c
<コメント>		

<p>菊陽町では第2期菊陽町子ども・子育て支援事業計画（令和2年度から5年間）が策定されており、その中で子育て環境の変化や支援が必要な子どもへの対応、保護者等の働き方の変化といった現状や課題が明らかにされています。当事業所では、菊陽町との単年度委託契約に基づき事業計画及び予算等が定められていますが、今後は町の子ども・子育て支援事業計画に基づき、児童の受入体制、財務及び労務を含めた中・長期計画の策定が期待されます。</p>		
5	I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	a・㉑・c
<p>&lt;コメント&gt;          上述の菊陽町の5ヶ年計画をベースとして、単年度の事業計画策定に臨まれています。令和3年度及び令和4年度の事業計画には新型コロナウイルス対策についての活動計画も明記されていました。ホームページには、学校関連行事、入所関連行事及び放課後児童クラブでの行事が反映された年間行事予定表が公開されていますが、労務や財務に関する事業計画は公開されていません。誰でも閲覧可能なホームページが有効活用され、より積極的な情報公開に繋がれることが望まれます。</p>		
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
6	I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	㉒・b・c
<p>&lt;コメント&gt;          法人理事会において、前年度の事業報告の結果に基づいた評価や分析がなされ、各理事の意見も求められています。それらの結果に基づいて、次年度の事業計画策定に取り組まれていることは評価されます。クラブの開設、施設等の整備、施設の利用状況、職員研修、新型コロナウイルス感染対策などの7項目について、活動実績を振り返った上で次年度の活動計画の策定に結びつけられています。</p>		
7	I-3-(2)-② 事業計画は、子どもや保護者等に周知され、理解を促している。	a・㉑・c
<p>&lt;コメント&gt;          上述の通り、ホームページ上で年間行事予定が公開されているため、概要把握は可能な状況です。また、年間行事予定表などが掲載されたおたよりが利用者に配布され、周知に努められています。しかし、利用者アンケートの中の「このクラブの事業計画を知っているか」という設問に対して、「あまり知らない・まったく知らない」という回答が半数を占めていました。周知不足が指摘される状況にありますので、周知方法の工夫によって利用者の理解が深められることを期待します。</p>		

#### I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
8	I-4-(1)-① 放課後児童クラブの質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a・㉑・c
<p>&lt;コメント&gt;          運営上、管理者が気づいた点をその都度、或いはその日のうちに放課後児童支援員に口頭で伝えるといった日々の積み重ねがなされていますが、福祉サービスの質の向上に向けた工夫や取組が明文化され、マニュアル等にまとめられていることは確認できませんでした。実務上、施設独自の取組方法があるはずですので、フローチャートなどを用いて可視化が図られ、職員にとってもわかりやすい体系づくりがなされ、実践に移行されることが期待されます。</p>		
9	I-4-(1)-② 評価結果にもとづき組織として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a・㉑・c
<p>&lt;コメント&gt;          法人理事会において、放課後児童支援員の資質向上や事故防止、虐待防止などに向けた取組について報告がなされ、今後取組むべき課題についても話し合われていますが、</p>		

課題の明確化と改善策の計画的実施には至っていません。これらについては、中・長期計画及び年度の事業計画との有機的な連携が図られるべきですので、PDCA サイクルの確立とこれに基づく事業計画及び事業報告の策定に取り組まれることが望まれます。

## II 組織の運営管理

### II-1 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
II-1-(1) 運営主体の責任が明確にされている。		
10	II-1-(1)-① 運営主体は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a・ <b>①</b> ・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>法人の定款や就業規則に職務分掌等が明記されています。また、事務局長が事業統括を担っており、定期的開催される主任指導員会議において放課後児童クラブ事業に係る諸課題の把握と解決に取り組まれています。法人理事長のメッセージは発信されていません。現在は広報誌の作成・発行がなされていないので、このような取組を導入しつつ、法人の役割や責任を職員のみならず、広く地域社会に対しても発信されることが期待されます。</p>		
11	II-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	<b>②</b> ・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>遵守すべき法令等の理解をより深めるために、すべての放課後児童支援員に対して「放課後児童クラブ運営指針解説書」が配布され、熟読が勧められています。行政からの最新の通知などについては、主任指導員会議で周知されるほか、SNSの利用によって放課後児童支援員に情報提供されています。また、令和3年度の指導員全員研修会においては、放課後児童クラブ運営指針の講話や児童虐待防止の講話といった実践的内容が取り入れられていました。</p>		
II-1-(2) 運営主体のリーダーシップが発揮されている。		
12	II-1-(2)-① 放課後児童クラブの質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。	a・ <b>①</b> ・c
<p>ホームページの法人案内のページには、「これまでのあゆみ」が時系列で紹介されています。「菊陽町放課後児童クラブ運営検討委員会」が平成28年8月に設置されてから、平成30年のNPO法人の設立まで、放課後児童クラブの運営に意欲をもって取組まれてきた経緯がよくわかります。サービスの質の向上を実現するためには、放課後児童支援員のレベルアップが欠かせません。職員配置上の難しさはありますが、OJTの機会を設けるなどの新しい取組にも着手されることが望まれます。</p>		
13	II-1-(2)-② 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。	a・ <b>②</b> ・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>労働契約法に基づく有期労働契約から無期労働契約への転換に、積極的な取組実績が事業報告にも反映されています。雇用保険法による国の助成金を活用し、収入財源の拡大の観点から無期労働契約への転換が図られています。放課後児童支援員の賃金体系の見直しが大きな課題となっていますので、限られた原資を人件費として有効かつ適正に配分する優れた判断力と指導力がより一層発揮されることに期待します。</p>		

### II-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果
II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
14	II-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	<b>①</b> ・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p>		

<p>国が推進している「被用者保険の適用拡大」を念頭に、継続的に放課後児童支援員の社会保険加入促進に取り組まれています。これに伴い、対象となった指導員一人当たりの所定労働時間の拡大が可能となり、福祉人材不足の解消にも一定の効果が得られています。また、放課後児童支援員の処遇改善の観点から、国の臨時特例交付金の活用が図られ、社会保険加入職員を対象に特例事業手当という新しい手当の支給が可能となり、労働条件の改善に積極的に取り組まれています。</p>		
15	Ⅱ-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	Ⓐ・b・c
<p>&lt;コメント&gt;  全放課後児童支援員に向けた「勤務成績等を把握するための職員評価と自己評価の実施について」という文書が理事長名では発行された後、職員自身による自己申告書の作成とこれに基づく職員評価が実施されています。職務の成果・積極性・協調性・責任感などの8項目に亘る着眼点について職員による自己評価、主任指導員による評価、事務局長評価がそれぞれなされた後、A～Eの評価結果が導かれ、当該結果はファイルされています。なお、当該申告書の中で、個人面談の希望の有無を回答する欄もありますが、個人面談（「職員配置のための放課後児童支援員面接」）の機会は必置と位置づけられる方が好ましいと考えられます。</p>		
Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
16	Ⅱ-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	Ⓐ・b・c
<p>&lt;コメント&gt;  上述の自己申告書には、昇格や降格の希望の有無や賃金等の希望のほか、現在の施設で改善すべきことや異動等の希望などについての回答欄も設けられ、放課後児童支援員自身の仕事に対する要望を明らかにすることができる良い機会となっています。また、有給休暇取得については、取得に係る届出書が事前に放課後児童支援員に配布され、年間5日間以上の取得が促されています。労務に関する取組については事業報告にも詳細に記述され、施設として真摯に取り組まれていることがよくわかりました。</p>		
Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
17	Ⅱ-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a・Ⓑ・c
<p>&lt;コメント&gt;  研修会参加を通じて各職員の資質向上に取り組まれていることは理解できますが、福祉人材の確保に追われ、人材育成にまでは手が回っていない状況です。たとえば、「施設が求める職員像」が明文化されていないため、職員にとって目標とすべき姿が不明となっています。また、事業計画には、人材育成に向けての取組に関する記述がありません。現実的に、施設としての取組があるはずですので、その方針や実践方法を文章化した後、職員にも周知されることが望まれます。</p>		
18	Ⅱ-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a・Ⓑ・c
<p>&lt;コメント&gt;  法人内部での指導者全員研修会や初任指導者向け研修会などが開催され、子どものためのレクリエーション、療育に関する講話、クリスマスや正月向け制作、児童虐待防止といったテーマのもと、施設サービスの質の向上に積極的に取り組まれています。また、要件を満たしている職員を法人がピックアップし、放課後児童支援員認定資格研修会への職員派遣の実績も確認されました。今後は、放課後児童支援員の経験年数に応じた階層別の研修会の開催なども検討され、体系的な研修会参加の機会が設定されることを期待します。</p>		
19	Ⅱ-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	Ⓐ・b・c
<p>&lt;コメント&gt;  年度初めに放課後児童支援員の研修スケジュールが確定され、各職員に周知されています。年間5回程度の研修機会とは別に初任者を対象とした研修会も計画の上で開催さ</p>		



<p>れています。研修参加者には研修報告書の作成が義務づけられ、当該報告書はもれなくファイルされていました。年度毎の指導員研修会の実施状況についての一覧表もまとめられています。近年、発達障がい児童が増加傾向にあるため、個別対応が必要なケースを想定して、療育に関する指導者研修会の充実が図られていることが評価されます。</p>		
<p>Ⅱ-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。</p>		
20	Ⅱ-2-(4)-① 実習生等の福祉サービスに関わる専門職等の教育・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a・b・㉔
<p>&lt;コメント&gt;          菊陽町から申し入れがあった場合に、実習生の受入れを検討する体制となっておりますが、これまでの申込みの実績はありません。今回の訪問調査の際に、実習生の受入れにあたっては、事前打合せを経て実習の手順を定めることになっているという説明を受けましたが、「実習生受入れマニュアル」といったマニュアルは整備されていませんでしたので、このことに関する施設の基本姿勢も不明となっております。一方で、実習生を就職に導く手法はコストを要さず、優秀な福祉人材確保に繋げることも可能ですので、実習生の受入れに関する今後の積極的な取組が求められます。</p>		

### Ⅱ-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
<p>Ⅱ-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。</p>		
21	Ⅱ-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a・㉕・c
<p>&lt;コメント&gt;          法人理事会において、法人としての決算書や事業報告について各理事の意見が求められた上で、承認が得られています。その後、決算書、予算書、財産目録等の書類一式が作成されて事務局に備え置かれていますが、ホームページでの公開には至っていません。事業の透明性を担保する観点からは、財務諸表一式の公開が望まれます。内部経理監査報告書や外部の税理士事務所の監査報告書なども添付されると、透明性がさらに高まることが考えられます。</p>		
22	Ⅱ-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	㉖・b・c
<p>&lt;コメント&gt;          放課後児童クラブの会計処理規程が整備され、これに基づいて会計事務の適正処理並びに財務及び運営状況の開示が心掛けられています。また、法人の監事による内部経理監査が年3回実施され、監査報告書が作成・保管されています。毎年6月に開催される通常総会において、法人の決算書類や事業報告に関する資料を用いて学校ごとに選出された保護者に説明がなされるとともに、総会資料は各クラブにも配布されています。ただし、職員自己評価結果によると、配布資料の理解に至らない職員の声も聞かれますので、職員の理解が深められるようわかりやすく丁寧な説明を期待します。</p>		

### Ⅱ-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果
<p>Ⅱ-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。</p>		
23	Ⅱ-4-(1)-① 放課後児童クラブと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a・㉗・c
<p>&lt;コメント&gt;          利用児童について、事業所と小学校との間で必要な情報の共有が図られています。また、菊陽町民生委員・児童委員協議会から選任された主任児童員が法人の理事に就き、同協議会と連携した地域交流事業の可能性が模索されています。コロナ禍を理由として、老人会や町内婦人有志による菊陽町地域女性の会との交流事業の実現は容易ではあ</p>		

りませんでした。職員自己評価結果によると、地域交流に対してはネガティブな印象を受ける職員が見られますので、アフターコロナを見据えての事業再開準備が進められることに期待します。		
24	Ⅱ-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a・b・㉔
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>春季・夏季・冬季の長期休業期間中に、食育と子ども同士の交流を目的に菊陽町地域女性の会によるボランティア活動である「キャロッピー食堂」が開催され、おにぎりランチの配布サービスが実施されました。また、実習生の受入れと同様に、ボランティアとの事前打合せを経て受入手順を計画することになっていますが、これに係るマニュアルが整備されていません。ボランティア受入れに関する施設としての基本姿勢を明確化することは重要ですので、マニュアルを整備した上での受入体制の確立が望まれます。</p>		
Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
25	Ⅱ-4-(2)-① 放課後児童クラブとして必要な関係機関・団体等の機能や連絡方法を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a・㉕・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>警察署や消防署をはじめとして、菊陽町の危機管理防災課や子育て支援課等の関係諸機関の連絡先一覧表が作成されており、通報・消火・避難訓練マニュアルも整備されています。しかし、上記の一覧表が職員の目の届くところに掲示されていない上に、関係諸機関との連絡方法も明示されていないといった改善すべき点も見られます。万が一の事態を想定して、関係諸機関との連携を深められることに期待します。</p>		
Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
26	Ⅱ-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	a・㉕・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>菊陽町社会福祉協議会の前事務局長や主任児童委員の代表者が法人理事として選任されており、地域社会の福祉ニーズの把握に取り組まれています。具体的な取組内容とその実践記録を確認することはできませんでした。近年、我が国においては「地域共生社会」の実現が大きなテーマとされていますので、まずは地域の福祉ニーズの把握のための実効的な取組が求められます。SNSの活用なども有効であると考えられますので、若手指導員のアイデアや意見も参考にしつつ、独自の取組に着手されることに期待します。</p>		
27	Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	a・b・㉔
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>前述の通り、まずは地域社会における福祉ニーズが把握されなければ、効果的な公益事業の実践も困難であると考えられます。ボランティアによって運営されている子ども食堂の活用実績があるので、これに関連づけられた公益事業への着手にも可能性が認められます。インターネット上で関連性のある情報を検索すれば、日本各地の実践例を容易に知ることができます。ここでも若手指導員の提案力を有効活用しながら、公益事業への取組実績が少しずつでも積み重ねられ、独自の事業展開がなされることが求められます。</p>		

### Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

#### Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 子どもや保護者等を尊重する姿勢が明示されている。		
28	Ⅲ-1-(1)-① 子どもや保護者等を尊重した福祉サービス提供について共通の理解をもつための取組を行っている。	a・㉕・c
<コメント>		

<p>法人は、職員との雇用契約締結時に守秘義務順守の誓約書を取り交わすとともに、入職時に守秘義務の重要性を丁寧に説明し、個人情報取り扱いについて細心の注意を払っています。しかし、職員による倫理綱領の読み合わせなど、利用者である子どもや保護者の尊重や基本的人権への配慮に関する研修会や勉強会は行われていません。現在開催されている法人主催の研修会などを活用して、利用者を尊重した福祉サービスの提供についての相互理解が深められることを期待します。</p>		
29	Ⅲ-1-(1)-② 子どもや保護者等のプライバシー保護に配慮した福祉サービス提供が行われている。	a・ <b>㉔</b> ・c
<p>&lt;コメント&gt; 就業規則の中の一般的禁止事項として、児童及び職員のプライバシーにかかわる情報を口外することが明記されていますが、プライバシー保護に関する規程或いはマニュアルは整備されていません。また、事業所の入所案内の中にもプライバシー保護への言及は見られませんが説明不足が感じられます。プライバシー保護に関する施設の取組を、利用者である子どもや保護者に周知することは施設を運営するにあたって欠かせない重要課題ですので、規程やマニュアルの整備が望まれます。</p>		
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意(自己決定)が適切に行われている。		
30	Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して放課後児童クラブ選択に必要な情報を積極的に提供している。	<b>㉕</b> ・b・c
<p>&lt;コメント&gt; 小学校就学時の検診の際に、入所案内と申込書がセットで対象となる保護者に配布されています。これに関する質問等に対しては主任指導員のみならず、事務局においても対応が可能となっています。また、菊陽町の広報誌においても情報提供が行われるほか、ホームページでは利用者の意思決定に資するように多くの画像が用いられた、わかりやすい情報提供が心掛けられています。</p>		
31	Ⅲ-1-(2)-② 放課後児童クラブの利用開始・変更にあたり子どもや保護者等にわかりやすく説明している。	<b>㉖</b> ・b・c
<p>&lt;コメント&gt; 利用の決定時に保護者には入所決定通知書が送付されます。ホームページへの子どもの写真掲載についての意思確認書や学童クラブ利用誓約書、帰宅方法確認書及び承諾書などについて保護者への説明後、提出が促されています。また、ホームページには各種申込書が備え付けられており、利用コースの変更や利用中止する場合の書式をダウンロードすることが可能であり、利用申込についても詳細な説明が加えられています。利用者アンケートの中の「施設の情報を事前に簡単に入手できたか」という設問に対しては、肯定的な回答が8割以上を占めていました。</p>		
32	Ⅲ-1-(2)-③	対象外
<p>&lt;コメント&gt;</p>		
Ⅲ-1-(3) 子どもや保護者等の満足度の向上に努めている。		
33	Ⅲ-1-(3)-① 子どもや保護者等の満足度の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a・ <b>㉗</b> ・c
<p>&lt;コメント&gt; 保護者と口頭でのやりとりや、連絡帳による情報交換を通して保護者の満足感を汲み取っている現状ですが、組織的な把握や改善への十分な取組には至っていません。保護者の声は職員会議や他クラブの主任指導員へ報告、対応を図られていますが、保護者の満足度の評価がわかるアンケート、感想の記述を求めるといった取組は実施されておらず、福祉サービスの向上につながる新たな仕組みの構築が必要と考えられます。</p>		
Ⅲ-1-(4) 子どもや保護者等が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
34	Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a・ <b>㉘</b> ・c
<p>&lt;コメント&gt; 苦情解決の仕組みは保護者等からの申し出を各放課後児童クラブ又は事務局で対応さ</p>		

<p>れていますが、規程等は整備されていません。また、利用者アンケート結果では、約7割の保護者が「いいえ」もしくは「わからない」と回答されています。社会福祉法や放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準には、苦情解決を適切に解決することが規定されています。苦情解決窓口の設置、受付担当者、要望や苦情の処理手順、第三者委員の設置といった苦情解決の仕組みを、苦情解決規程といった文書で取り決めることが望まれます。</p>		
35	Ⅲ-1-(4)-② 子どもや保護者等が相談や意見を述べやすい環境を整備し、子どもや保護者等に周知している。	a・ <b>㉔</b> ・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>保護者からの相談は口頭や「連絡帳」によって行われていますが、約4割の保護者がわからないと答えており、相談窓口の設置や相談方法などを保護者等に周知している状況は確認できませんでしたので、周知方法の改善が望まれます。相談しやすい体制づくりは日常接する職員のほか相談窓口の設置や第三者委員の設置のような複数の相談経路を用意することで、利用者が選択できる体制を構築することです。また、意見を表明しやすい仕組みとして意見箱の設置、アンケート実施等が挙げられます。周知方法は、利用案内やおたより、ホームページへの記載などが考えられます。</p>		
36	Ⅲ-1-(4)-③ 子どもや保護者等からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a・ <b>㉔</b> ・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>保護者からの相談や意見に対しては、利用者アンケート結果では、迅速に対応していると感じている保護者が約半数を占めています。一方で、組織的な体制整備についての確認はできませんでした。放課後児童クラブにおいては、子どもや保護者等からの苦情、意見及び提案から改善課題を明らかにし、福祉サービスの質を向上させていく姿勢が求められます。そして、迅速に対応する体制や仕組みを確立することが重要であり、実施方法や担当者の設定、記録の作成や保存といった内容を記載した対応マニュアル等の策定が望まれます。</p>		
<p>Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。</p>		
37	Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な放課後児童クラブ活動の提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a・ <b>㉔</b> ・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>防災訓練等が計画され実施されていますが、危機管理全体に関する規程やマニュアル等は策定されていない状況です。危機管理に関して、危機に直面したときの判断、実行手順、関係機関への連絡等が多岐にわたり、防災、防火、防犯、交通安全等さまざまな局面が想定されます。それぞれの状況を想定した取組方法の策定が必要です。また、事故の予防に関する取組も求められます。取組手順を文書化し組織的な共通理解を促し実際に想定した訓練を実施するといった取組が期待されます。</p>		
38	Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a・ <b>㉔</b> ・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>感染症への対応は単年度の計画に記載され、感染拡大防止のための機器や消耗品の購入が実施されています。一方で感染症への対応を規定したものは確認できませんでした。実際に子どもと関わる現場において組織的な対応は重要であり対応の手順等を定めることで対応の質を保つことが必要です。感染症対応マニュアルの策定については、実際の発症へ対応を円滑に行うことができるために必要なだけでなく、子どもや保護者、職員の安心感の醸成にもつながるもので、整備が望まれます。</p>		
39	Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	a・ <b>㉔</b> ・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>防災に関する訓練が定期的に行われていますが、災害が起きたときに組織的な対応ができるためには計画の策定が必要です。災害発生時のみならず、防災の取組について事前に計画し訓練を実施し、計画の見直しを行うという過程を繰り返すことで、実際の</p>		

対応が有効なものになります。また、学校や地域との連携についても事前の確認や合同の訓練での対応の確認など、今後とも継続した取組が期待されます。

### Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 育成支援の標準的な実施方法が確立している。		
40	Ⅲ-2-(1)-① 育成支援について標準的な実施方法が文書化され育成支援が提供されている。	a・ <b>⑥</b> ・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>職員一人一人による子どもへの関わりや育ちへの想いは強く感じられるものがありますが、支援の実施に関して共通した取組を示した文書等は作られておらず、部分的なものに留まっています。子どもの理解や援助の方法について、放課後児童クラブの支援者が行う共通点を文書化し見える化することで、支援にばらつきを減らすことができ、子どもや保護者のとまどいや不安につながる要因を減らすことができます。</p>		
41	Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a・ <b>⑥</b> ・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>定期的な研修や子どもへの指導方法について伝えられていますが、職員一人一人の支援のやり方に委ねられているのが実情です。標準的な実施方法は、子どもの育ちを保障し健やかに成長するための共通認識を高めるために策定されるものです。このため、実際の取組について定期的に現状を検証し、必要な見直しを行うことが求められ、そのためには実施方法や仕組みを定めることが必要であり、これをもとに継続的に実施されることが望まれます。</p>		
Ⅲ-2-(2) 子どもに対する育成支援の計画が策定されている。		
42	Ⅲ-2-(2)-① 育成支援の計画を適切に策定している。	a・b・ <b>⑦</b>
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>保育の質を向上させるための取組としての育成支援計画の策定がなされていませんでした。計画策定により、計画に基づく実践と評価、課題の抽出、改善の取組という保育の質の向上のための取組が可能となります。計画策定の責任者の設置、策定や見直しに関する会議の開催、保護者や関係機関の状況把握や課題抽出を行い、支援計画に盛り込むことが求められます。</p>		
43	Ⅲ-2-(2)-② 定期的に育成支援の計画の評価・見直しを行っている。	a・b・ <b>⑦</b>
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>日々の保育日誌に活動の状況が記録され、職員間の共通認識として共有されていますが、支援計画の評価や見直しの記録としては不十分の結果でした。放課後児童クラブの質の維持向上を図るためには、計画に基づいた見直し、評価を組織として取り組むことが重要です。支援計画の策定から実施、改善の取組といった質改善過程を継続的に繰り返すことで質の向上への取組が明確となり、改善していくことが求められます。</p>		
Ⅲ-2-(3) 育成支援実施の記録が適切に行われている。		
44	Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する育成支援実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化している。	a・ <b>⑥</b> ・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>日々の保育日誌に子どもの状況や配慮事項が記載されており、職員間で共有されていますが、組織で定められた規程や個別記録等を確認することができませんでした。子どもの状態を把握するための必要事項を定めたり、統一した書式で記録することは職員間の共通理解を促したり、子どもへの支援や保護者との情報共有を進めるために必要な取組ですので、今後の整備が望まれます。</p>		
45	Ⅲ-2-(3)-② 子どもや保護者等に関する記録の管理体制が確立している。	a・ <b>⑥</b> ・c

<コメント>

子どもや家庭に関する記録は事務所で保管されていますが、管理方法等を定めた規程や取扱記録等は整備されていないようです。記録等の管理は、個人情報保護と情報開示から管理することが求められます。記録の保管場所や保管方法、取扱いに関する規程、責任者の設置、保存と廃棄に関する規程等が必要です。また、情報開示としては、子どもや保護者等から情報開示を求められたときの手順等が必要となります。

## <内容評価基準>

		第三者評価結果
A-1- 育成支援		
A-1-(1) 子どもが安心して過ごせる生活の場としてふさわしい環境の整備		
A ①	A-1-(1)-① 子どもが安心して過ごせる生活の場としてふさわしい環境を整備している。	Ⓐ・b・c
<コメント> 学校から帰ってきた子どもは毎日の日程にしたがい、出席確認、検温、手洗い、うがい、おやつ、宿題等の学習に取り組んだ後に遊びの時間を過ごすという一連の流れが確立され、子ども自身が進んで取り組んでいます。また、遊びを自分で選ぶことができるように遊具や図書が揃えられており、子どもの自主性が発揮できるよう配慮されています。		
A-1-(2) 放課後児童クラブにおける育成支援		
A ②	A-1-(2)-① 子どもが放課後児童クラブに自ら進んで通い続けられるように援助している。	Ⓐ・b・c
<コメント> 保護者の利用にあたっては、①年間利用コース②夏休みなど長期休業期間のみ利用する2コースが用意されています。年間利用コースの子どもと保護者には、入所時に放課後児童クラブの過ごし方についての説明が行われ、室内のホワイトボードに日程が常時掲示され、イベント開催時には保護者にはその内容が口頭で伝えられています。長時間保育となる長期休業期間のクラブでの過ごし方については、どのコースの保護者にも「春（夏、冬）休みのくらし」などの文書により時季ごとに周知が図られています。		
A ③	A-1-(2)-② 子どもの出欠席を把握し、適切に援助している。	Ⓐ・b・c
<コメント> 子どもの入室の際に、放課後児童支援員による出欠席のチェックが実施され、子どもが来所していない場合は同じクラスの子どものみで学校に来ていたかの聞き取りを行い、保護者には確認の連絡を入れて子どもの所在を明らかにしています。出席の事前確認については保護者への周知が行われています。		
A-1-(3) 子ども一人ひとりと集団全体の生活を豊かにする育成支援		
A ④	A-1-(3)-① 子ども自身が見通しを持って主体的に過ごせるように援助している。	Ⓐ・b・c
<コメント> 学校から帰ってきた子どもは定められたルーティンに従い検温、ランドセルの格納、手洗い、おやつ、宿題、遊びを行うようになっていきます。おやつに関しては食べたくない場合の選択が用意されており、子ども自身で選ぶことができます。学習に関しては分からないところを調べたり聞いたりすることができるよう、五十音表やローマ字一覧などが用意、掲示されており、子どもが自由に利用できるようになっています。遊びに関してもゲームや図書、遊戯等が準備され、思い思いに遊べるように設置されています。		
A ⑤	A-1-(3)-② 日常生活に必要となる基本的な生活習慣を習得できるように援助している。	Ⓐ・b・c
<コメント> 放課後児童クラブで過ごす時間の基本的な活動が決められており、子どもたちに伝えられ実践されています。実際の活動場面において、検温、手洗い、食事、清掃、後片付けなどを子ども自ら進んで取り組んでいる様子が見られました。また、保育日誌に日々の利用人数、天気、おやつのメニュー及び特記事項が記載され、職員間の情報共有に活用されています。		
A ⑥	A-1-(3)-③ 子どもが発達段階に応じた主体的な遊びや生活ができるように援助している。	Ⓐ・b・c
<コメント> 学年や子どもの育ちに応じて遊具利用を工夫し遊べるように援助されています。遊具		

<p>の使い方を図にして子どもに分かりやすく提示されています。また、天候やその時々の状況に応じた遊びの工夫や、学校の校庭での遊具の利用に際して、子どもの年齢や遊具利用状況等を考慮した指導がなされています。また、遊具で遊ぶ空間に区画を設けて子どもの安全が図られています。</p>		
<p>A ⑦</p>	<p>A-1-(3)-④ 子ども同士の関係を豊かに作り出せるように援助している。</p>	<p>Ⓐ・b・c</p>
<p>&lt;コメント&gt; 放課後児童クラブを利用する子どもをグループに分けて子ども同士の関わりが促進されるよう配慮されています。学校でのクラスと放課後児童クラブでの子どもの関係が連続したものとなるように配慮されています。また、遊びを通して子ども同士の関わりが深まるよう配慮されています。また、放課後児童クラブの生活を通して同じ学年の子ども同士の関係構築のみならず、上級生から下級生、下級生から上級生への関わりが遊びを通じて行われるように配慮されており、遊びによっては下級生が活躍するような場面も見られます。</p>		
<p>A ⑧</p>	<p>A-1-(3)-⑤ 子どもが自分の気持ちや意見を表現することができるよう援助している。</p>	<p>a・Ⓑ・c</p>
<p>&lt;コメント&gt; 日々の子どもの関わりで子どもの気持ちや意見表明については、特記事項として保育日誌に記載され職員間で共有されています。しかし、個別の支援会議や取組の確認周知は記録されておらず確認できませんでした。子どもの意見表明を保障する観点の他、保育の質の維持向上のために必要となるため記録の仕組みの構築が望まれます。</p>		
<p>A-1-(4) 固有の援助を必要とする子どもへの適切な育成支援</p>		
<p>A ⑨</p>	<p>A-1-(4)-① 障がいのある子どもの受入の考え方を理解したうえで、受け入れに努めている。</p>	<p>a・Ⓑ・c</p>
<p>&lt;コメント&gt; 現在は障がいのある子どもの受入がないということであり、特に支援マニュアル等の整備はなされていない状況です。しかし、実際に受入がない場合にも、障がいのある子どもの受入体制や支援方法等を示したマニュアルの整備が必要です。円滑な受入や支援方法の共有、関係機関との連携のための指標となりますので、今後の整備が望まれます。</p>		
<p>A ⑩</p>	<p>A-1-(4)-② 障がいのある子どもの育成支援に当たっての留意点を踏まえ、育成支援を行っている。</p>	<p>a・Ⓑ・c</p>
<p>&lt;コメント&gt; 障がい児の受入れに際し、必要となる支援計画等の策定基準が定めておらず、受入体制が分かりづらい状況です。子どもの育成支援について共通認識を促すためには、障がい児に関わる職員が参照可能な文書等が整備されていることが必要となります。放課後児童クラブ運営指針、町の放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準に基づいた受入体制の構築が必要と考えられます。</p>		
<p>A ⑪</p>	<p>A-1-(4)-③ 特に配慮を必要とする子どもへの対応に当たって、関係機関と連携して適切な支援を行っている。</p>	<p>a・Ⓑ・c</p>
<p>&lt;コメント&gt; 子どもや家庭の状況を把握するための方法等については、目に見える形では整備されているとはいえない状況です。利用している児童の状況を把握するための仕組みや保護者との連絡、協力体制の構築、関係機関との連携の方法等を定めたマニュアルを整備することで、不適切な関わりや未然防止や是正や必要な支援を促すことが可能となりますので、今後の整備が望まれます。</p>		
<p>A-1-(5) 適切なおやつや食事の提供</p>		
<p>A ⑫</p>	<p>A-1-(5)-① 放課後の時間帯におやつを適切に提供している。</p>	<p>a・Ⓑ・c</p>
<p>&lt;コメント&gt; 毎日のおやつは費用面で苦慮されながらも子どもの嗜好にも配慮され提供されています。</p>		



<p>すが、おやつを提供には子どもの成長を考慮することも必要と考えられます。放課後児童クラブ運営指針に基づいて、おやつ提供の基準や配慮事項をあらかじめ文書化し、提供計画を立てることで限られた予算内でのおやつ提供が実現でき、提供の振り返りや改善につながり適切なおやつ提供につながります。</p>		
A ⑬	A-1-(5)-② 食に伴う事故（食物アレルギー事故、窒息事故、食中毒等）を防止するための対応を行っている。	a・ <b>⑬</b> ・c
<p>&lt;コメント&gt; 事故防止マニュアルや対応事項を定めた規定等を整備することが必要です。食に関するリスクは多岐にわたります。夏場の食品管理といった食中毒の予防対策に加え、アレルギーや持病をもった児童への対応について、対象児童がいない場合でも事故防止の観点から対応マニュアル等の整備や研修計画及び実施について整備が期待されます。</p>		
A-1-(6) 安全と衛生の確保		
A ⑭	A-1-(6)-① 子どもの安全を確保する取組を行っている。	a・ <b>⑭</b> ・c
<p>&lt;コメント&gt; 施設や遊び場の利用方法や決まりについて、対象ごとに児童が分かりやすいようにイラストを使ったシートを作成し掲示するなどの工夫がされています。しかし、安全管理マニュアルや手順書のようなまとめたものになっていないため、運用にばらつきがみられます。事故発生ごとの対応についても、個別対応にとどまるものとなっています。遊具やあそび場に関する安全管理マニュアルを整備し、ヒヤリハット記録や遊具点検の実施、学校等との連携による情報共有等を通して事故の未然防止を意識した取組が必要と考えられます。</p>		
A ⑮	A-1-(6)-② 衛生管理に関する取組を適切に行っている。	a・ <b>⑮</b> ・c
<p>&lt;コメント&gt; 設備や職員、子ども、外部からの出入り等、衛生に関する対象は多岐にわたり、管理方法も様々です。これらを網羅し一定の水準を保ちつつ管理するためには、衛生管理マニュアルといった取決めが必要です。個別の対応に加え、衛生管理の方法や手順をまとめておくことは職員間の支援の質を担保することにつながり、子どもや保護者への理解促進につながりますので、早急な整備が期待されます。</p>		
A-2 保護者・学校との連携		
A-2-(1) 保護者との連携		
A ⑯	A-2-(1)-① 保護者との協力関係を築いている。	<b>⑯</b> ・b・c
<p>&lt;コメント&gt; 保護者との連絡のため連絡帳を活用し、子どもの出欠席や早退、身体の健康状態等の情報交換に役立っています。特に必要と判断された事項については保育日誌に添付され、職員間の共有に努められています。保護者会が組織され、代表者が学校や放課後児童クラブの職員と共に運営会議に参加し、情報共有が行われています。</p>		
A-2-(2) 学校との連携		
A ⑰	A-2-(2)-① 子どもの生活の連続性を保障するため、学校との連携を図っている。	<b>⑰</b> ・b・c
<p>&lt;コメント&gt; 避難経路の確認、帰宅経路の確認、校庭や遊具の利用について情報共有されています。学校の授業や行事予定についても、毎週金曜日におたよりとして入手され、情報共有されています。年に2回学校との連絡会が開催され情報共有されているほか、学校のおたよりを通じて学校生活を把握され、必要に応じて担任の先生等との情報交換に努められています。さらに緊急を要する場合は、学校からの連絡を受け事務局と連携して対応されています。</p>		
A-3 子どもの権利擁護		
A-3-(1) 子どもの権利擁護		

A 18	A-3-(1)-① 子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>職場の研修会が年5回開催され、報告書を作成し事務局へ提出されていますが、子どもの権利擁護に関する研修は確認できませんでした。職員に対する倫理規程や権利擁護に関する研修を実施し、記録を残し振り返り実践に活かすという取組を通して権利擁護の意識が根付き実践につながります。そのため、設備運営基準に基づき放課後児童クラブ独自の権利擁護規程やマニュアルを整備することが必要と考えられます。</p>		

(参考)

	第三者評価結果			
	a	b	c	合計
共通評価基準（評価対象Ⅰ～Ⅲ）	9	30	5	44
内容評価基準（評価対象A）	9	9	0	18
合 計	18	39	5	62